

介護老人保健施設ハーティハイム通所リハビリテーション (介護予防リハビリテーション) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ハーティハイム（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
- ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに郵送にて送付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は口座振替になります。27日が振替日ですが、金融機関休業日の場合は翌営業日が振替日になります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を郵送等により送付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1>

介護老人保健施設ハーティハイム通所サービスのご案内

(令和 7 年 6 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ハーティハイム
- ・開設年月日 平成 9 年 9 月 1 日
- ・所在地 上尾市平方 3 1 4 7 番地 3 号
- ・電話番号 0 4 8 - 7 2 6 - 8 0 0 0
- ・ファックス番号 0 4 8 - 7 2 6 - 8 0 0 1
- ・管理者名 高田 博信
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1151680024 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに家庭復帰の場合には、療養環境の調整など退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ハーティハイムの運営方針]

「介護老人保健施設ハーティハイムは、利用者の人格と人権を尊重し、且つ地域や家族の結びつきを大切にしながら清潔で明るい雰囲気の中で良質なケアを提供し、利用者の寝たきりを防止して日常生活上の自立を促し、家庭への復帰を目指して介護と援助に当たることを基本方針とする。」

(3) 通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）の職員体制

		業務内容
・管理者（施設長）	1 人（兼務）	従業者の統括管理、指導等
・医師	1 人以上（非常勤・兼務）	利用者の健康管理、日常の診療等
・看護職員	5 人以上	看護業務全般、施設ケアプラン作成、実施評価等
・介護職員		介護業務全般、施設ケアプラン作成、実施評価等
・理学療法士	0.5 人以上	リハビリテーション全般、施設ケアプランの実施評価等
・作業療法士		
・言語聴覚士		

(4) 利用定員数 50 名

(5) 営業日 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く月曜日～土曜日（祝日も営業）

- (6) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
(うちサービス提供時間は午前9時45分～午後4時00分まで)

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）計画の立案
- ② 昼食
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション（理学療法、作業療法、音楽療法、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス
- ⑨ その他
- ⑩ ＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・ 名 称 医療法人社団 愛友会 上尾中央総合病院
- ・ 住 所 埼玉県上尾市柏座1-10-10

- ・ 名 称 医療法人 三慶会 指扇病院
- ・ 住 所 埼玉県さいたま市西区宝来1295-1

・協力歯科医療機関

- ・ 名 称 桜木歯科クリニック
- ・ 住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-760 グリーンハイツ坂間101

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 飲酒や喫煙は、禁止とさせていただきます。
- ・ 火気の取扱いは、防災上の観点から、原則としてご遠慮いただきます。
- ・ 設備・備品のご利用は、原則として事前のご相談・お手続きを必要とします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、原則として必要最低限のものとさせていただきます。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者の自己管理とさせていただきます。

- ・ 携帯電話の持ちこみはご相談させていただきます。
- ・ ペットの持ち込みは衛生上の問題や他利用者の迷惑となりますので禁止とさせていただきます。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止いたします。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、非常放送設備、非常誘導設備、
非常通報設備
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話048-726-8000)

通所サービスに対する要望や苦情等は支援相談員が受付し、その内容と状況について確認します。「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。また、要望・苦情等を検討し対策を協議した後、申し出者へ説明致します。

<第三者機関の連絡先>

- ・ 上尾市健康福祉部 高齢介護課 管理給付適正担当 Tel048-775-6473
- ・ 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係 Tel048-824-2568

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）について

（令和7年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）については、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）基本料金 地域区分6級地：10.33円／単位

・通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

（所要時間6時間以上7時間未満）

		1割	2割	3割
・要介護1	675単位	697円	1,394円	2,091円
・要介護2	802単位	828円	1,656円	2,485円
・要介護3	926単位	956円	1,913円	2,869円
・要介護4	1,077単位	1,112円	2,225円	3,337円
・要介護5	1,224単位	1,264円	2,528円	3,793円

（所要時間5時間以上6時間未満）

		1割	2割	3割
・要介護1	584単位	603円	1,206円	1,809円
・要介護2	692単位	714円	1,429円	2,144円
・要介護3	800単位	826円	1,652円	2,479円
・要介護4	929単位	959円	1,919円	2,878円
・要介護5	1,053単位	1,087円	2,175円	3,263円

（所要時間4時間以上5時間未満）

		1割	2割	3割
・要介護1	525単位	542円	1,084円	1,626円
・要介護2	611単位	631円	1,262円	1,893円
・要介護3	696単位	718円	1,437円	2,156円
・要介護4	805単位	831円	1,663円	2,494円
・要介護5	912単位	942円	1,884円	2,826円

(所要時間 3 時間以上 4 時間未満)

		1 割	2 割	3 割
・ 要介護 1	4 7 0 単位	4 8 5 円	9 7 1 円	1, 4 5 6 円
・ 要介護 2	5 4 7 単位	5 6 5 円	1, 1 3 0 円	1, 6 9 5 円
・ 要介護 3	6 2 3 単位	6 4 3 円	1, 2 8 7 円	1, 9 3 0 円
・ 要介護 4	7 1 9 単位	7 4 2 円	1, 4 8 5 円	2, 2 2 8 円
・ 要介護 5	8 1 6 単位	8 4 2 円	1, 6 8 5 円	2, 5 2 8 円

(所要時間 2 時間以上 3 時間未満)

		1 割	2 割	3 割
・ 要介護 1	3 7 2 単位	3 8 4 円	7 6 8 円	1, 1 5 2 円
・ 要介護 2	4 2 7 単位	4 4 1 円	8 8 2 円	1, 3 2 3 円
・ 要介護 3	4 8 2 単位	4 9 7 円	9 9 5 円	1, 4 9 3 円
・ 要介護 4	5 3 6 単位	5 5 3 円	1, 1 0 7 円	1, 6 6 1 円
・ 要介護 5	5 9 1 単位	6 1 0 円	1, 2 2 1 円	1, 8 3 1 円

(所要時間 1 時間以上 2 時間未満)

		1 割	2 割	3 割
・ 要介護 1	3 5 7 単位	3 6 8 円	7 3 7 円	1, 1 0 6 円
・ 要介護 2	3 8 8 単位	4 0 0 円	8 0 1 円	1, 2 0 2 円
・ 要介護 3	4 1 5 単位	4 2 8 円	8 5 7 円	1, 2 8 6 円
・ 要介護 4	4 4 5 単位	4 5 9 円	9 1 9 円	1, 3 7 9 円
・ 要介護 5	4 7 5 単位	4 9 0 円	9 8 1 円	1, 4 7 2 円

※送迎費用（往復について）は上記料金に含まれます。

② 加算料金 地域区分 6 級地：10.33 円／単位

＊（入浴介助加算：4 0 単位 1 回 1 割 4 1 円 2 割 8 2 円 3 割 1 2 3 円）

入浴サービスを行った場合加算されます。

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

＊（サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：2 2 単位 日額 1 割 2 2 円 2 割 4 5 円 3 割 6 8 円）

当該指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 1 0 0 分の 7 0 以上であるため加算されます。

＊（リハビリテーション提供体制加算）

通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の合計数が当該事業所の利用者の数が 2 5 またはその端数を増すごとに 1 以上である場合に算定されます。

・ 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

1 2 単位 日額 1 割 1 2 円 2 割 2 4 円 3 割 3 7 円

・ 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

1 6 単位 日額 1 割 1 6 円 2 割 3 3 円 3 割 4 9 円

・ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

2 0 単位 日額 1 割 2 0 円 2 割 4 1 円 3 割 6 1 円

・ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

2 4 単位 日額 1 割 2 4 円 2 割 4 0 円 3 割 7 4 円

- * (短期集中個別リハビリテーション実施加算：110単位 日額1割113円
2割227円 3割340円)

退院・退所後又は初回認定日より起算して3ヵ月以内の方で、個別リハビリテーションを集中的に実施した場合に加算されます。

- * (認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ：240単位 日額1割247円
2割495円 3割743円)

認知症であると医師が判断した物であって、通所開始日から起算して3ヵ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合に加算されます。ただし1週に2日を限度とします。

- * (生活行為向上リハビリテーション実施加算：1,250単位 月額1割1,291円
2割2,582円 3割3,873円)

生活行為の内容の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションを計画・実施し、実施期間最終月にリハビリ会議開催・評価を行うとともに概ね1回/月、職員が自宅訪問して生活行為に対する評価を行った場合に加算されます。

- * (若年性認知症利用者受入加算：60単位 日額1割61円 2割123円
3割185円)

若年性認知症利用者に対して指定通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。

- * (科学的介護推進体制加算：40単位 月額1割41円 2割82円
3割123円)

利用者の心身の状況などに関わる基本的な情報を厚生労働省に提出を行った場合に加算されます。

- * (事業所が送迎を行わない場合：(片道)－47単位 1回1割－48円 2割－96円
3割－144円)

- * (退院時共同指導加算：600単位 1回619円 2割1,239円 3割1,859円)

医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリ職員が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を医療機関の従業者と共同で行い、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施した場合に加算されます。

- * (重度療養管理加算：100単位 日額1割104円 2割208円
3割312円)

要介護3～5であって、胃ろうや褥そう等、別に厚生労働大臣が定める状態の方にして、医学的管理の下、通所リハビリテーションを行った場合に加算されます。

- * (介護職員等処遇改善加算(Ⅰ))

算定単位数の1000分の86に相当する単位数が加算されます。

・介護予防通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料 (要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です)

		1割	2割	3割
要支援1	2,268単位	2,342円	4,685円	7,028円
要支援2	4,228単位	4,367円	8,735円	13,102円

② 加算料金 地域区分6級地：10.33円／単位

＊（生活行為向上リハビリテーション実施加算：562単位 月額1割580円
2割1,160円 3割1,740円）

内容は通所リハビリテーションと同じ

＊（若年性認知症利用者受入加算：240単位 月額1割247円 2割494円
3割741円）

内容は通所リハビリテーションと同じ

＊（利用期間1年間超減算：要支援1 ー120単位 月額1割ー123円
2割ー247円 3割ー371円 要支援2ー240単位 月額1割ー247円
2割ー495円 3割ー743円）

利用開始日の属する月から12月を超えて介護予防通所リハビリテーションを行う場合に減算されます。

＊（科学的介護推進体制加算：40単位 月額1割41円 2割82円
3割123円）

内容は通所リハビリテーションと同じ

＊（退院時共同指導加算：600単位 1回619円 2割1,239円 3割1,859円）

内容は通所リハビリテーションと同じ

＊（サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：要支援1 88単位 月額1割90円 2割181円 3割272円 要支援2 176単位 月額1割181円 2割363円
3割545円）

内容は通所リハビリテーションと同じ

＊（介護職員等処遇改善加算（Ⅰ））

内容は通所リハビリテーションと同じ

（3）その他の料金

① 食事費（昼食） 730円

② 理美容代 2,200円

③ 日用品費 200円

（シャンプー、リンス、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ペーパータオル、おしぼり、ボディークリーム、石鹸、消毒液、うがい用コップ等）

④ 教養娯楽費 150円

（色紙、半紙、書道筆、墨汁、折り紙、糊、模造紙、色鉛筆、毛糸、布、糸、画用紙、クレヨン等）

（4）支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は原則、口座振替となります。振替日は27日ですが、金融機関休業日の場合は翌営業日が振替日になります。

<別紙3>

個人情報の利用目的 (令和7年6月1日現在)

介護老人保健施設ハーティハイムでは、個人情報保護法及び法人の「個人情報に関する基本方針」に基づき、施設利用者の個人情報の利用目的について、次のとおり特定するとともに、公表します。

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

1. 当施設が利用者等に提供する介護・福祉サービス
2. 介護保険事務
3. 当施設の管理運営業務のうち、次に掲げるもの
 - ① 利用者等の入退所等の管理
 - ② 会計・経理
 - ③ 事故や緊急時等の報告

〔他の事業者等との連携等における利用目的〕

1. 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち、次に掲げるもの
 - ① 利用者等に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者、病院等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ② 検体検査、給食等の業務の委託
 - ③ 家族等への心身の状況説明等
2. 介護保険事務のうち、次に掲げるもの
 - ① 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ② 審査支払機関又は保険者からの照会への回答等
 - ③ 介護保険事務の委託（一部委託を含む。）
3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

〔上記以外の利用目的〕

1. 当施設の業務のうち、次に掲げるもの
 - ① 介護・福祉サービスの改善のための基礎資料、各種統計資料等の作成
 - ② 職員の資質向上のための研修や事例の研究等
 - ③ 外部監査機関・第三者評価機関への提供
 - ④ 学生等の実習への協力

通所リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）利用同意書

令和 年 月 日

印

印

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	